

# 5 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

## 1 開催日時

平成30年5月23日(水) 13:30～15:15

## 2 出席者

委員 永田 政信  
渡邊 敬  
佐古 順子  
村川 一恵  
教育長 遠藤 雅己

## 事務局

教育政策監	丸山 克彦	教育次長	吉村 武史
教育総務課長	三岳 和裕		
教育総務課参事 (小学校給食センター所長)			畑田 憲一
学校教育課長	江浪 俊彦	学校教育課参事	高木 修
社会教育課長	喜々津 武利	図書館長	鈴川 章子
社会教育課参事 (新図書館整備室長)			松山 敬之
文化振興課長	大野 安生	教育総務課課長補佐	山崎 喜一郎

## 3 議事

### 《議案》

第9号議案 大村市学校給食センター条例の一部改正について  
第10号議案 大村市公民館運営審議会委員の委嘱について  
第11号議案 大村市図書館協議会委員の委嘱について

### 《協議・報告事項》

「教職員の働き方に関する実態調査」の集計結果について

新中地区公民館建設基本設計中間報告について

中学校給食の米飯の回数について

中学校普通教室への空調設備設置に係る熱源方式について

#### 4 議事録

教育長	<p>ただ今から平成30年5月の教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>島崎委員から欠席の連絡があっておりますが、本日の会議は定足数に達しております。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ご異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>議事日程2、教育長報告ですが、4月中は入学式等もございまして、特に日本で一番早い運動会であります三鈴運動会が4月15日に行われました。それから椿の森教室ですかね、今度大村特別支援の西大村分教室になりましたので、そちらにも開校式に出かけて参りました。盛大に行われました。それから25日に新築になりました県立ろう学校の開校式にも参加をして参りました。非常に立派な、木の香りいっぱいするろう学校でありました。子どもたちも喜んでいないかなと思いました。以上で教育長の報告を終わります。各委員の方から、何か報告はありませんか。</p>
永田委員	<p>おかげさまで、大村市も4年間が終わりました。本当にお疲れ様でした。特に昨日の大会には前日から皆さん方に色々と支援をいただき、感謝をしたいと思います。それからスタッフとして各課からたくさんメンバーを出していただきましたけども、業務に支障があったのではなかろうかなと心配をしておりました。本当に課長さんたちありがとうございました。</p>
教育長	<p>どうもお疲れ様でございました。教委連も一段落されまして、ちょっと寂しいような感じもするんじゃないでしょうか。永田委員さんは一年目、会長さんは。</p>
永田委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>それから、江口委員さんが先ですかね、それから佐古委員さん、また永田委員さんに最後を締めいただきました。本当にお疲れ様でございました皆様、ありがとうございました。</p> <p>ほかに各委員の方から報告等ありませんか。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>議事日程3、第9号議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>小学校給食センター所長</p>	<p>第9号議案大村市学校給食センター条例の一部改正についてでございます。大村市学校給食センター条例の一部を改正する条例議案を6月議会に提出したいので、その議案について教育委員会の審議を求めるものでございます。</p> <p>2ページ目をお願いいたします。大村市学校給食センター条例の一部を次のように改正する。第2条の表に大村市中学校給食センターを加えるものです。</p> <p>3ページ目に新旧対照表をつけております。現在、第2条給食センターの名称及び位置は次のとおりとするところで、大村市小学校給食センターが記載されております。これに現在、今建設中の中学校給食センターを加えるものです。この中学校給食センターにつきましては、6月末、もう来月末になるんですけれども、来月末の本体工事については竣工の予定で、現在急ピッチで進めているところです。その後、調理業務の研修等行いまして、予定どおり8月末の夏休み明けからですね、いよいよ中学校への学校給食を開始する予定にしております。以上でございます。審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、ご質問等はございませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p>学校給食センターの条例の新旧対照表でご覧になれば、中学校を追加しております。横にあっても番地の号は違うんですね。2と5。</p>
<p>小学校給食センター所長</p>	<p>そうですね、はい。元々筆が非常にこう細かく分かれてましてですね、でその小学校給食センターの1564番地2というのを作る時にもこうまとめた形での番地の2で、そこからまた隣の隣地の5のところまでが、間の分を合筆した形になってますね、そこは空いてるわけですね。</p>
<p>教育長</p>	<p>そういうことでございます。ご質問等ありませんか。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>合筆したら、何かこう小中給食センターで2つはいろんな気がするんですけども、そういうのは。</p>
<p>小学校給食センター所長</p>	<p>1つはですね、実は給食センターの方に栄養教諭の配置というのがございます。これは、県の教育委員会からの配置になるんですね。いわゆる県費配置職員と私たち呼ぶんですけども、その給食センターへの配置につきましては、法によって定数が決まっております。この小学校給食センターでいきますと現在3名が配置人数になっております。また、この中学校給食センターが新しくできますが、これにつきましては2名ということで決まってるんですが、これを今仰られたように合筆して1つのセンターと考えたらどうかとなりますと一つのセンターでいきますと法的には3名ということで、この栄養教諭の確保ができない、確保というか確約ができないということですね。ということでございまして、そういう理由も1つございまして、それぞれのセンター、施設として今回条例に載せてるところです。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>分かりました。</p>

教育長	総合センターにすると3名しか来ない。規定ではですね。そこを2つに分けることによって、5名の配置を要求できるということですね。まあ、手厚く子どもたちのためになるようにしてやらねばということで畑田さんの方からの説明でした。ほかにございませんか、ご質問は。
教育長	それでは質疑を終結します。ご意見ありませんか。
教育長	ご意見なければ採決します。それでは第9号議案について採決をいたします。挙手によってお願いいたします。原案どおりよろしいでしょうか。
教育長	はい、ありがとうございます。原案のとおり決定することにいたします。
教育長	それでは次に第10号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
社会教育課長	<p>第10号議案大村市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>社会教育法第30条第1項の規定により、大村市公民館運営審議会委員を委嘱することについて、教育委員会の審議を求めらるるものでございます。</p> <p>委員の氏名等については、記載のとおりでございます。委員の任期は平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年となっております。大村市公民館条例第4条第4項の規定では、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとされており、学校教育1名、社会教育5名、家庭教育1名、学識経験者3名となっております。今回は任期満了に伴う改選となっております。10名中2名が新任となっております。以上が大村市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	それでは第10号議案について、ご質問等ありませんか。
教育長	ご質問等なければ質疑を終結します。ご意見等はございませんか。
村川委員	新任の大久保さんの方が若くていらしゃって、若い方の意見も入るのかなと、すごくいいなと思いました。以上です。良かったと思います。
教育長	ということでございます。女性の割合はどのくらいになってますか。すみません、急に。
社会教育課長	4名ですかね。
教育長	そうすると10名中4名ということで40%、まあ、クリアはしてますね、いろんな市の規定も、35%やったですかね。
教育長	ほかに教育委員さんからありませんか。
教育長	それでは、ご意見等なければ採決いたします。第10号議案について原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

教育長	ご異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。
教育長	次に第11号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
図書館長	<p>第11号議案大村市図書館協議会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>図書館法第15条の規定により、大村市図書館協議会委員の委嘱について教育委員会の審議を求めるものです。委員の氏名等は記載のとおりです。委員の任期は大村市立図書館条例第3条第4項の規定により、平成30年6月1日から平成32年5月31日までとなっております。大村市立図書館条例第3条第3項の規定では、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から大村市教育委員会が任命するとされております。今回は任期満了での改選となります。改選前の委員は9名ですが、今回お諮りしている委員は8名です。学校教育の関係者1名、社会教育の関係者3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者3名、学識経験者1名となっております。残り1名につきましては、先ほどご審議いただきました大村市公民館運営審議会委員の中から1名推薦をいただくようになっておりますので、後日改めてご審議をお願いすることになります。以上が大村市図書館協議会委員の委嘱についての説明でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
教育長	それでは、第11号議案についてご質問はありますか。
教育長	先程の公民館運営審議会委員の中から1名の推薦が後から定数の中に入ってくるということですね。
図書館長	はい。
教育長	女性も5割、現在のところ、非常に優秀でございます。よろしくお願ひしたいと思います。質問等ございませんか。
永田委員	1期が2年ということですが、上限というのはなかとですよ。
図書館長	はい、上限は特に設けておりません。
永田委員	一番長い方って、何期ぐらいしてるんですか。
図書館長	一番長い方が、鹿取久美子さんが今そこに記載している方なんですけれど、もう15年は超えていらっしゃいます。
永田委員	15年ですね。豊富な経験をお持ちの方ということですね。
教育長	そうですね、任期が分かれば、入れとってもらった方がいいですね。先程の公民館の、また、次の資料でもそういうことにちょっと示していただければですね。
渡邊委員	今度、県立図書館、あの一体型図書館ができますよね。それで、この大村市図書館協議会委員は、その方のそのいろんな協議もやられるんですかね、県立図書館に関しても。
新図書館整備室長	県の方にもですね、こういうふうな図書館の協議の役員さんいらっしゃいますので、今その合わせてですね、どうい

	形を取るか、それともそのそれぞれを話し合いをして、合わせたところをどうする、どういうふうな形に持っていくかというのは今協議中でございまして、今のところはそのまま合わせようという形なんですけども、ただかなりの数になってしましまして、やっぱりこう、例えば半分出すとかですね、それとも新しい組織を作るかどうか、そこは今協議をして決めているところでございます。少なくともこの方たちには入っていただくことだと思っ、進めておるところです。以上です。
教育長	よろしいでしょうか。
渡邊委員	はい。
教育長	ほかに質問等ありませんか。
教育長	なければ質疑を終結します。ご意見があればお願いします。
教育長	私から、規約の中に再任を妨げないというのが1項入っているわけですね。
図書館長	はい。
教育長	任期についてはという、ちょっとそのあたり読み上げていただけませんか。
図書館長	大村市立図書館条例第3条第5項に委員は再任されることができると規定しております。
教育長	ということでございます。ご意見等ございませんか。
教育長	それでは討論を終結いたします。第11号議案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
教育長	はい、ご異議ありませんので原案のとおり決定することとします。

### ◎自由討論

今月大村市内で発生した不審者情報に関連して、学校の連絡体制や地域との協力体制について、村川委員から意見が述べられた。

### ◎協議報告事項

「教職員の働き方に関する実態調査」の集計結果について、学校教育課長から報告があった。

新中地区公民館建設基本設計中間報告について、社会教育課長から報告があった。

中学校給食の米飯の回数について、小学校給食センター所長から報告があった。

中学校普通教室への空調設備設置に係る熱源方式について、教育総務課長から報告があった。

○次回の定例教育委員会開催の確認

6月定例教育委員会 6月29日（金） 14時00分から

教育長	これもちまして平成30年5月教育委員会定例会を終了します。15:15
-----	------------------------------------